

## みよし広域圏家庭系ごみ有料化実施計画



令和3年(2021年)10月  
みよし広域圏連合

## 目次

### 1. 家庭ごみ有料化の背景と経緯

#### 2. ごみ処理の現状

- (1) ごみ処理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) ごみ減量化・資源化の取組状況・・・・・・・・・・ 4
- (3) ごみ処理経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 有料化実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 3. 家庭系ごみ有料化の必要性

- (1) ごみ処理の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 家庭系ごみの有料化とは・・・・・・・・・・ 7

### 4. 家庭系ごみ有料化導入の目的と期待される効果

### 5. 家庭系ごみ有料化の制度内容

- (1) 実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 有料化の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 手数料負担の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) 手数料の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 手数料の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (6) 手数料収入の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (7) 現在の指定ごみ袋の取り扱い・・・・・・・・・・ 13

### 6. 円滑な実施に向けた取組

- (1) 住民への周知啓発の徹底・・・・・・・・・・ 14
- (2) 不法投棄・不適正排出対策・・・・・・・・・・ 14
- (3) 減量化・資源化推進のための併用施策・・・・・・・・ 14

## 1. 家庭系ごみ有料化の背景と経緯

みよし広域連合はこれまで廃棄物の減量・再資源化及び適正処理の確保並びに廃棄物処理施設の整備を大きな柱とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、構成市町である三好市・東みよし町と連携した「みよし広域連合一般廃棄物処理基本計画」を策定、天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現を目指し、3R（リデュース [発生抑制]・リユース [再使用]・リサイクル [再生利用]）に取り組むなど、様々な施策を推進してきました。しかしながら、一人当たりのごみ排出量は毎年増加の一途をたどるとともに資源化率（リサイクル率）は、全国平均の2分の1程度で推移しており、より一層の取り組みが必要となっています。

また、国においては平成17年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」が示され、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。」と記述され、国の方針として家庭系ごみ有料化を推進することが明記されました。

そのような中、みよし広域連合管内では、増え続けるごみについて三好市・東みよし町の住民が話し合う「ごみをどうにかしよう懇談会」（広域連合の諮問機関）から「無駄なごみを出さない環境づくりを推進するための提言書」が平成18年に連合長に提出されました。

提言内容は、「1. 可燃ごみの5割を占める紙ごみの減量を推進、2. ごみ減量化のため家庭ごみの有料化を提案、3. レジ袋の使用抑制、マイバック持参運動を実践」の3提言となっており、この提言を基にこれまで「ごみの減量・分別」、「住民主体の減量方法」を推進してまいりましたが、成果として表れていないのが実態です。

また、供用開始後40年を迎えた現清掃センターを更新するための新清掃センター「可燃ごみ処理施設・マテリアルリサイクル施設」の令和10年4月の稼働に向けてより一層のごみ減量に取り組む必要があります。

このような状況の下、みよし広域連合及び構成市町の担当者によるごみ有料化検討会議を令和2年9月から令和3年3月にかけて全6回開催し協議を重ねるとともに、近隣の家庭系ごみ有料化実施団体2か所の先進地視察などにより、家庭系ごみ有料化に向けて具体的な実施内容をまとめたものがこの計画です。

## 2. ごみ処理の現状

### (1) ごみ処理の状況

みよし広域連合で処理するごみ（一般廃棄物）は、家庭生活から生じる家庭系ごみと事業活動から生じる事業系ごみに分けられます。

事業系ごみ排出量は、コンビニエンスストアやドラッグストア等の増加により近年増加傾向になっています。家庭系ごみ排出量は、年々緩やかに減少していますが、人口減少に伴うものであると考えられます。

環境省の集計による平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査での一人一日当たりのごみ排出量（事業系ごみ含む）は、全国平均が減少傾向で推移していますが、みよし広域管内は逆に増加傾向で推移しています。また、隣接する美馬環境整備組合（美馬市、つるぎ町）と比較すると、200g近く多い排出量となっています。

みよし広域管内と美馬環境整備組合管内は、県西部に位置し地域性及び人口規模等も類似しており、いかにみよし広域管内がごみの減量化に取り組めていないかがよくわかるデータとなっています。また、ごみの総量のうち資源物の占める割合が全国平均と比べ大きく下回っていることから、資源物の分別においても徹底を図り、さらなるごみの減量、リサイクル率の向上に取り組む必要があります。

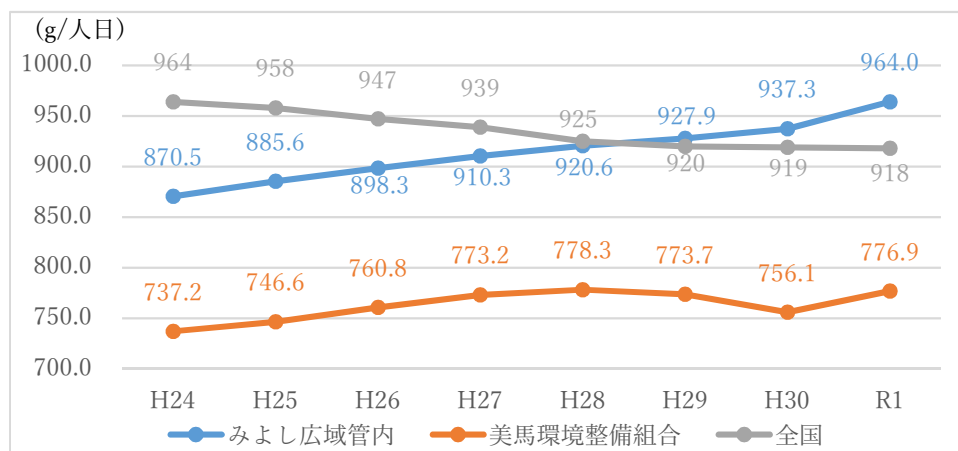


図1 1人1日あたりのごみ排出量

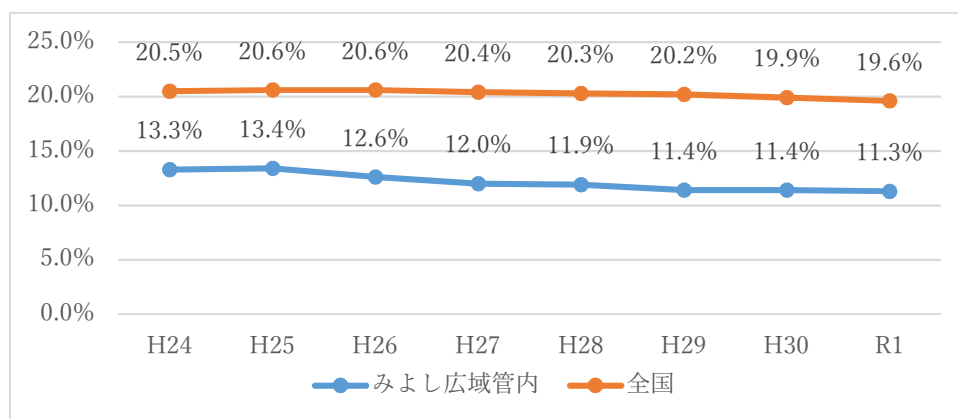


図2 リサイクル率の推移

表1 みよし広域管内の家庭系ごみ・事業系ごみ処理量の推移

(単位：t)

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系	燃やすごみ	9,423	9,248	9,089	9,145	9,021	8,942	8,702	8,746
	燃やさないごみ	755	706	686	660	671	693	688	640
	資源物	1,631	1,695	1,585	1,418	1,363	1,308	1,241	1,244
	粗大ごみ	193	240	285	324	343	307	390	451
事業系	燃やすごみ	2,327	2,390	2,523	2,558	2,604	2,553	2,605	2,604
	燃やさないごみ	78	75	85	81	80	79	90	84
	粗大ごみ	30	74	74	65	63	69	93	103

※粗大ごみとは、大型・複雑ごみのことです。

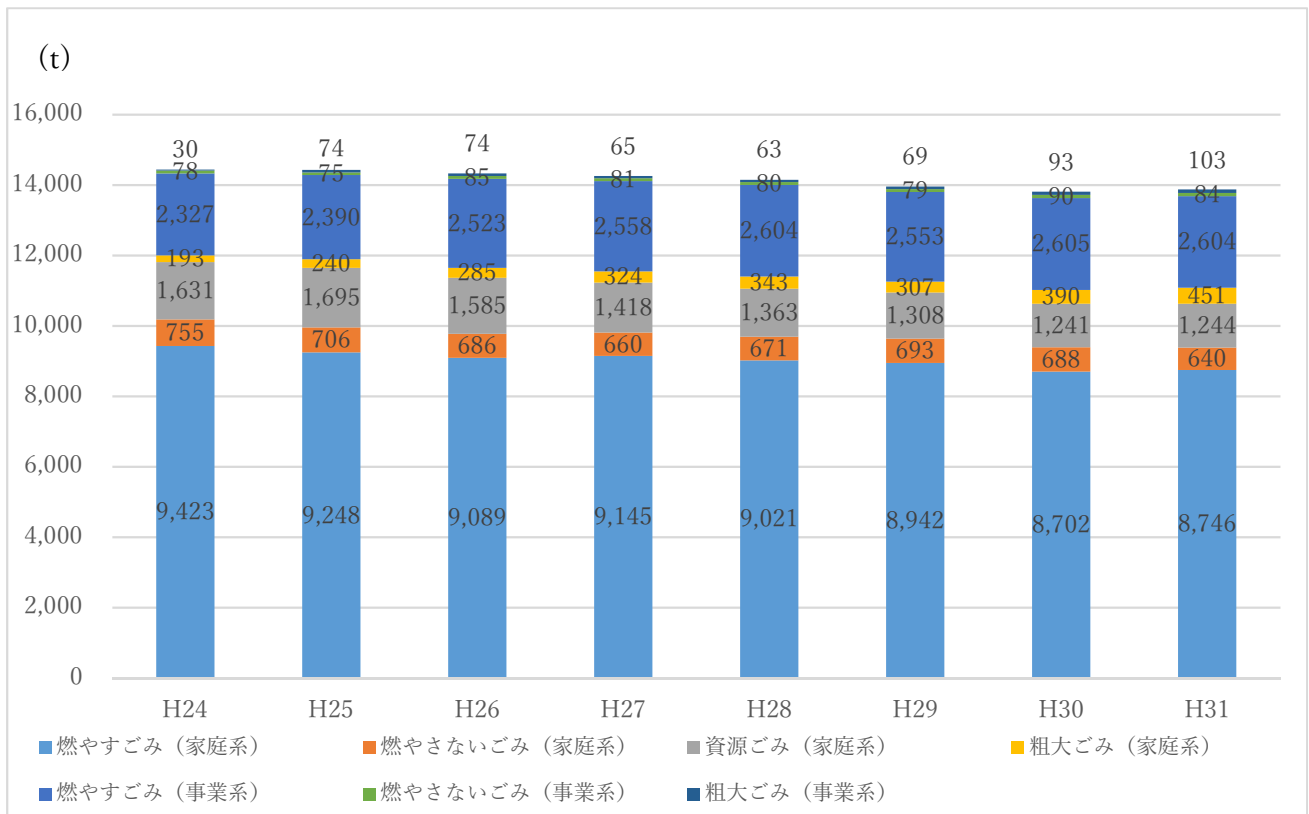


図3 家庭系ごみ・事業系ごみ量の推移

(2) ごみ減量化・資源化の取組状況

表2 三好市・東みよし町のごみ減量化・資源化への主な補助制度

<p>三好市</p>	<p><b>1. 生ごみ処理容器等の補助</b></p> <p>市内の家庭等から排出される生ごみの減量化、堆肥としての資源化及び効率的な処理を図り、ごみの自己処理思想を普及させることによって、生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するため、生ごみ処理器等の設置に対する補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気式生ごみ処理機は1世帯につき1台 (過去5年以内に交付を受けた者は不可。)</li> <li>・コンポスト容器・EM容器は1世帯につきそれぞれ2個まで</li> <li>・補助金の額は、購入金額(消費税含む。)の2分の1以内で、100円未満は切り捨てとし、設置工事費用や別売品は含みません。</li> <li>・補助金の限度額は、電気式生ごみ処理機が2万円、コンポスト容器が3千円/個、EM容器が1千円/個です。</li> </ul> <p><b>2. ごみ集積箱の設置(修理)の補助</b></p> <p>ごみ集積所周辺のごみの散乱を防止し、市民の皆さんのごみに対する理解とマナーの向上の促進、清潔で良好な環境づくりを目的として、自治会が行う集積箱の設置・修理費用の一部を補助しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額は、設置・修理にかかる費用の8割に相当する額とし、8万円を限度とします。ただし、千円未満の端数は、切り捨てとなります。</li> </ul>
<p>東みよし町</p>	<p><b>1. 生ごみ処理容器購入補助</b></p> <p>生ごみの減量化、堆肥化を促進するため、生ごみ処理容器の購入を希望する住民に対して、補助を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンポスト容器：1世帯2個まで(購入金額の2/3の金額を補助)</li> <li>・EM処理容器：1世帯1個まで(購入金額の全額を補助)</li> </ul> <p>※EMぼかし作製のEM菌、糖蜜は無料配布している。</p> <p><b>2. ごみ集積箱の貸与</b></p> <p>希望する自治会等に対して、ごみ集積箱の貸与を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積箱小(幅120cm×奥行70cm×高さ120cm)</li> <li>・ごみ集積箱大(幅180cm×奥行90cm×高さ120cm)</li> </ul> <p><b>3. ごみ集積場整備の補助</b></p> <p>自治会等が行うごみ集積場の整備に対して補助金を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積場の新築・修繕等</li> </ul>

### (3) ごみ処理経費

ごみ処理には、多額の経費が必要となります。令和元年度のごみ処理に係る経費(収集経費除く)は約4.7億円です。ごみ処理経費の推移は、近年施設の老朽化に伴い増加傾向となっています。

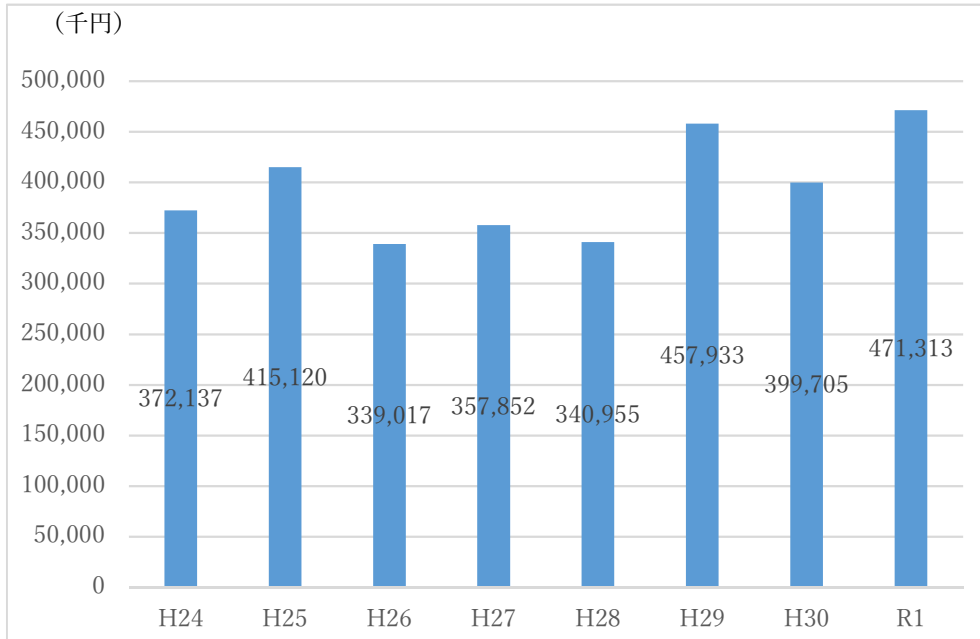


図4 ごみ処理経費の推移 (公債費及び収集運搬費を除く)

表3 ごみ処理経費の内訳

(単位：千円)

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
清掃総務費		97,592	107,955	101,487	112,588	120,174	201,108	131,898	131,257
清掃処理費※1		236,234	196,811	211,431	216,811	159,597	182,042	205,021	274,534
リサイクルプラザ 運営費		21,123	25,854	21,394	25,689	32,473	35,051	30,086	35,422
リサイクルプラザ 周辺整備事業費		10,836	6,528	4,705	2,764	1,902	524	0	0
一般廃棄物処理 施設災害復旧費		6,352	77,972	0	0	0	0	0	0
塵芥処理費 (最終処分場)						26,809	36,166	22,658	29,986
一般廃棄物処理 施設整備事業費							3,042	10,042	114
計 (処理費)		372,137	415,120	339,017	357,852	340,955	457,933	399,705	471,313

※1 清掃処理費は、積立金及び令和元年度の清掃センター法面工事費は除いています。

#### (4) 有料化実施状況

家庭系ごみ有料化の実施率は、全国の市区町村では 63.8%となっており、約 3 分の 2 の自治体が実施しています。徳島県内市町村の実施率は 70.8%です。

表 4 全国市区町村の実施状況（平成 31 年 4 月現在）

区分	総数	実施団体数	実施率
市区	815	472	57.9%
町	743	518	69.7%
村	183	120	65.6%
合計	1,741	1,110	63.8%

表 5 県内市町村の実施状況（平成 31 年 4 月現在）

区分	総数	実施団体数	実施率
市	8	5	62.5%
町	15	11	66.7%
村	1	1	100.0%
合計	24	17	70.8%

※三好市・東みよし町は未実施団体です。

（みよし広域管内の指定袋代金は、製造及び販売代金のみで「ごみ処理手数料」は含まれていません。）

表 6 近隣市町の有料化の状況

市町名		家庭系収集ごみの有料化	施設搬入料金	粗大ごみの有料化
美馬 環境整備組合	美馬市	対象：可燃ごみ・不燃ごみ 大袋：300円(10枚) 小袋：150円(10枚)	・家庭系 200kgまで：無料 200kgを超えるもの 50kg増すごとに500円を 加算した額	・持ち込みの場合 品目によって500円 もしくは1,000円
	つるぎ町		・事業系 500kgまで：50kgごとに 500円を加算した額 500kgを超えるもの 50kg増すごとに1,000円 を加算した額	・戸別収集の場合 品目によって600円 もしくは1,200円

※ 美馬環境整備組合は、平成10年度から有料化が実施されています。



### 3. 家庭系ごみ有料化の必要性

#### (1) ごみ処理の課題（なぜごみの減量が必要か）

みよし広域連合清掃センターは、1981年に建設され、令和3年で40年が経過することから、現在ごみ処理施設整備基本構想を策定し新施設の整備に向け取り組んでいます。現在稼働している施設の処理能力は、50 t／日ですが、国の減量化目標及び三好市及び東みよし町が定める廃棄物処理基本計画を前提とし、新しい焼却施設の処理能力は40 t／日としており、この施設規模で処理可能なごみ量となるよう構成市町は更なるごみ減量と資源化に取り組む必要があります。みよし広域連合では、早くから「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を各世帯に配布しごみの減量化を推進、市及び町においては、さまざまな補助制度によりごみ減量化を推進しております。しかしながら、未だ十分な減量化ができておらず、一人一日あたりのごみ排出量は、他団体よりかなり多い状況となっており、更なるごみ減量化の取り組みが必要な状況となっています。

#### (2) 家庭系ごみの有料化とは

家庭系ごみの有料化とは、日常生活に伴って家庭から排出されるごみについて、排出する住民自らが、処理費の一部を負担する仕組みのことです。

家庭系ごみの有料化とは、ごみの排出量に費用負担を連動させることで、ごみ減量に対する経済的な動機付けを促して、住民のごみに対する意識の向上を図ることを期待し、ごみ処理に係る負担の公平性や財源の確保を目的とした取り組みです。

国は平成17年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で、家庭系ごみ有料化を自治体の役割として推進すべき施策と位置付けています。既に有料化を導入している自治体では、ごみの減量と資源化の推進に大きな効果が報告されています。

### 4. 家庭系ごみ有料化の目的と期待される効果

#### ○ごみの減量と資源化の推進

##### ごみを減量し、資源化率を向上させます

ごみ処理手数料を負担することにより、ごみに対する関心が高まりごみ処理の流れや費用、分別の必要性への理解が促進されます。その上で、住民一人ひとりにごみをなるべく出さないようする意識が生まれ、ごみの減量や資源化が推進されます。

## ○負担の公平性の確保

### ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保します

ごみ処理事業を全て税金でまかなっている現状では、住民の皆さんがごみをたくさん出した場合も減量に努力した場合もごみ処理費用の変化を感じることはありません。しかし、ごみ排出量に応じた費用負担を行うことで、ごみを減らせば負担が軽減されることが実感されます。

家庭系ごみ有料化によりごみをたくさん出す人の負担は大きく、減量に努める人の負担を小さくすることで負担の実質的公平性を確保し、さらにごみの減量や分別・資源化の徹底に取り組む意欲の向上を図ります。

## ○財政負担の軽減

### ごみ処理経費を削減し、将来の負担を軽減します

ごみ減量により焼却施設や設備への負担が軽減され安定的なごみ処理が可能になることや、限りある最終処分場の延命化も図ることができ、将来世代の経済的な負担の軽減とともに、環境負荷の低減や地球温暖化防止にもつながります。

## 5. 家庭系ごみ有料化の制度内容

### (1) 実施時期

令和4年（2022年）9月1日から実施する予定です。

平成18年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみをどうにかしよう懇談会 (清掃会議の諮問機関) から 「無駄なごみを出さない環境づくりを推進するための提言書」 が提出 ・提言1 可燃ごみの5割を占める紙ごみの減量を促進 ・提言2 ごみ減量化のための家庭ごみの有料化を提案 ・提言3 レジ袋の使用抑制、マイバック持参運動を実践	広域連合会議(7/17)にて有料化の検討を指示 広域連合議会(8/6全協)で有料化検討開始が承認	ごみ処理に関する住民アンケート調査 (6月～7月)	家庭系ごみ有料化開始 (9月)
	調整会議(広域連合、市・町環境課)において有料化検討(9月～)	周知	
	有料化実施計画(案)作成 (3月)	有料化実施計画策定 (10月)	
		パブリックコメント実施 (6月)	

## (2) 有料化の対象

有料化の対象は「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」とします。

みよし広域連合ではごみ収集場所において、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「かん」「ペットボトル」「プラスチック」「白色トレイ・発泡スチロール」「紙・雑誌・布類」「びん」「危険ごみ」の9品目を定期収集しています。

今回の家庭系ごみの有料化では、ごみ収集場所に排出される「燃やすごみ」及び「燃やさないごみ」の指定ごみ袋の販売価格に処理経費の一部を上乗せします。

また、ごみの減量や分別・資源化の観点から、直接搬入される家庭系の「燃やせるごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」についても有料化の対象です。

### ◎ごみ収集場所に排出されるごみ

区分	現在		有料化後	
燃やすごみ	指定ごみ袋 (手数料上乗せなし)	→有料化→	【新】指定ごみ袋 (手数料上乗せあり)	
燃やさないごみ	指定ごみ袋 (手数料上乗せなし)	→有料化→	【新】指定ごみ袋 (手数料上乗せあり)	
かん ----- ペットボトル ----- プラスチック ----- 白色トレイ・発泡スチロール	指定ごみ袋 (手数料上乗せなし)	現行どおり	同左	
紙・雑誌・布類	紐等で縛る			〃
危険ごみ	中身の見える袋			〃

### ◎清掃センターに直接搬入されるごみの搬入手数料

区分	現在		有料化後
燃やせるごみ ----- 燃やさないごみ ----- 粗大ごみ	・200kgまでのもの 無料 ・200kgを超えるもの 超える量が10kg増すごとに 100円を加算した額	→有料化→	無料部分の撤廃  (搬入時に手数料徴収)
資源物 (缶、びん、古紙等)	無料	現行どおり	無料

### (3) 手数料負担の仕組み

#### ア. 手数料の料金体系

手数料の料金体系は、「排出量単純比例型」とします。

有料化の主な目的は「ごみの減量と資源化の推進」であることから、住民にとって分かりやすく、最も効果が期待できる方式として、ごみの排出量に手数料が比例する「排出量単純比例型」とします。

※他の方式としては、排出量が一定量を超えた段階で手数料が引き上げられる「排出量多段階比例型」、排出量が一定量までは手数料が無料で、これを超えると比較的高額な手数料となる「一定量無料型」があります。

#### イ. 手数料の徴収方法

手数料の徴収は、「三好市・東みよし町指定ごみ袋」を購入していただく方法とします。

住民にとって取り扱いが容易で、ごみ減量の効果が実感しやすく、負担の公平性が確保される徴収方法が必要です。そのため、ごみ収集場所で定期収集している家庭系ごみについては、手数料額を指定ごみ袋の販売価格とする「指定ごみ袋制」とします。

また、清掃センターに直接搬入される家庭系ごみについては、持ち込んだごみの量に比例した金額をその場で直接徴収する方法とします。

### (4) 手数料の設定

#### ア. 家庭系収集ごみ処理手数料

家庭系ごみの処理手数料の設定にあたっては、すでに有料化を導入している他自治体の事例や、隣接自治体住民のごみ処理手数料の負担水準を参考にして利用者に負担していただくこととなります。その金額としてはごみ処理経費の13%未満（大袋約11%、中袋約13%）になります。

手数料となるごみ袋の販売価格は、表7のとおりです。

表7 家庭系収集ごみ処理手数料（消費税抜きの価格）

（単位：円）

種類	燃やすごみ袋		燃やさないごみ袋	
	大	中	大	中
ごみ袋の大きさ	大	中	大	中
販売単価（円/枚）	30	20	30	20
うち製造代金及び販売手数料（円/枚）	13.4	10.3	15.9	12.4
うちごみ処理手数料（円/枚）	16.6	9.7	14.1	7.6
有料化後の販売価格（10枚入/袋）	300	200	300	200

※1 指定ごみ袋は「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の2種類です。

※2 指定ごみ袋等取扱店では、すべてのサイズを1袋（10枚入）単位で販売します。

※3 指定ごみ袋販売価格は、全ての指定ごみ袋取扱店で同額です。

#### イ. 直接搬入される家庭系ごみ処理手数料

直接清掃センターに搬入される家庭系ごみ処理の手数料額は、10kgあたり100円とします。

なお、直接搬入の際に指定ごみ袋を使用すると手数料の二重払いになるため、直接搬入する場合には指定ごみ袋を使用しないこととします。(指定ごみ袋を使用して直接搬入された場合でも、手数料の返金等の対応は行いません。)

区 分	手数料額(税込)
家庭系ごみ (直接搬入)	10 kgまで100円 10kg増すごとに100円を加算した額
事業系ごみ (直接搬入)	10 kgまで100円 10kg増すごとに100円を加算した額

【参考】

家庭系収集ごみ 1 リットル当たりの処理費用

(単位：千円、t)

	H29年度	H30年度	R1年度	平均
家庭ごみ処理費 (収集運搬費は除く)	369,274	319,006	376,485	354,921
収集ごみ量 (可燃)	8,942	8,702	8,746	8,796
収集ごみ量 (不燃)	693	688	640	673
合計	9,635	9,390	9,386	9,469

1kg当たりのごみ処理費用：354,921千円÷9,469,000kg=37.5円

1ℓ=0.1kgとして換算すると 37.5円×0.1=3.75円/ℓ

ごみ袋の容量に対する処理費用

ごみ袋の容量 (リットル)	40 (大)	20 (中)
ごみ処理経費 (円/枚)	150	75
住民負担 (処理手数料) (円/枚)	16.6	9.7
住民負担の割合	11.1%	12.9%
清掃センターのごみ処理経費	37.5円/kg (10ℓ)	

### (5) 手数料の免除

生活保護世帯の方に関してはごみ袋を一定数無料配布する等の対策を実施いたします。また、災害ごみ・火災ごみについても事前申請があれば清掃センター持ち込み時の処理手数料を免除します。

手数料の免除対象と免除の内容

区 分	手数料免除の内容
生活保護受給世帯	<p>減免世帯である事がわかる証明（受給世帯証の写し）を添付し、申請により市役所・町役場・支所等窓口で無料配布します。</p> <p>燃やすごみの袋 52週（1年）×2枚＝104枚→110枚</p> <p>燃やさないごみの袋 52週（1年）×1枚＝52枚→60枚</p> <p>※袋の大きさは、原則として3人世帯までは中袋、4人世帯以上は大袋</p>
災害ごみ・火災ごみ	罹災証明書の提示があれば搬入時の手数料を免除します。

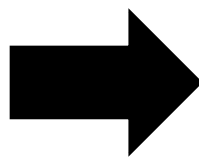
### (6) 手数料収入の用途

家庭系ごみ有料化に伴う手数料の収入は、ごみ処理と資源化に要する費用やごみ減量に関する施策の財源の一部として活用します。

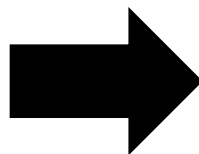
### (7) 現在の指定ごみ袋の取り扱い

有料化の開始以降は、現在の指定ごみ袋（旧ごみ袋）でごみ集積場所に排出されても収集できません。但し、有料化開始後3か月間は移行期間とし、新旧どちらのごみ袋でも収集します。移行期間を過ぎますと、旧指定袋は収集できませんので計画的にお買い求めください。

#### 現在の指定ごみ袋



令和4年12月よりご利用いただけません。計画的にご購入下さい。



有料化による変更はありません。そのままお使いいただけます。

## 6. 円滑な実施に向けた取り組み

### (1) 住民への周知啓発の徹底

家庭系ごみ有料化の導入を円滑に進めるためには、有料化の目的や仕組み等に対する住民の理解、有料化及び廃棄物行政に対する住民の協力が不可欠です。そのため住民への情報提供等により制度導入の背景や目的について十分に説明し周知徹底を図ってまいります。

#### ア. パブリックコメント及びアンケート調査の実施

家庭系ごみ有料化実施計画の策定に向けて、住民の意見や要望を計画に盛り込むため、家庭系ごみ有料化実施計画の策定にあたっては、パブリックコメントの実施や住民を対象としたアンケート調査を実施し住民の意向を確認します。

#### イ. 広報紙やホームページ等による情報提供

市報・町報での周知の他、広域連合ホームページ等での情報提供、更にケーブルテレビ等を活用し、ごみの減量化・資源化の推進とともに情報の提供を行ってまいります。

#### ウ. 制度内容やごみの出し方等の情報を記載したパンフレットの作成

制度の内容やごみと資源の分別方法等について分かりやすく記載したパンフレットを作成・配布します。

#### エ. 公共施設や小売店等へのポスター掲示、チラシの配布

公共施設や小売店等へのポスター掲示、チラシの配布による制度の周知を行います。

#### オ. ごみ集積場所への掲示

ごみ集積場所への掲示を活用した制度の周知を行います。

### (2) 不法投棄・不適正排出対策

家庭系ごみ有料化の導入により懸念される課題として、不法投棄の増加や指定袋以外の不適正排出ごみの発生が考えられます。

#### ア. 不法投棄対策

有料化の導入により不法投棄が増加することのないよう、防止対策について必要に応じて強化を図ってまいります。

#### イ. 不適正排出対策

決められたごみの排出ルールを守っていただくため、広報紙やホームページによる情報提供、ルール違反ごみの内容調査等、きめ細やかな対応や十分な情報提供を行ってまいります。

### (3) 減量化・資源化推進のための併用施策

家庭系ごみの減量化・資源化の拡大を図っていくためには、有料化だけではなく、その導入に併せて、住民のごみ減量行動を促進する効果的な施策を計画的に進めてまいります。また、現在すでに実施中の補助制度等についてもより効果が得られるような見直しを行ってまいります。